

令和9年度補助事業概要（令和9年度：2027年4月1日～2028年3月31日）

1 松本市未来を担う農業経営者支援事業（市単独事業）

(1) 対象者

- ア 認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた者）
- イ 女性農業者（認定農業者である経営主と家族経営協定を締結し、農業経営に年間90日以上従事する女性）
- ウ 認定新規就農者（青年等就農計画の認定を受けた者）

(2) 対象経費

50万円以上の農業用機械・農業生産施設等の取得に係る経費

(3) 補助率・補助限度額

- ア 認定農業者
農業用【機械】取得に要する事業費の2/3以内とし、上限50万円
農業用【施設】取得に要する事業費の2/3以内とし、上限200万円
- イ 女性農業者
農業用【機械、施設】取得に要する事業費の2/3以内とし、上限50万円
- ウ 認定新規就農者
農業用【機械、施設】取得に要する事業費の2/3以内とし、上限200万円

(4) 採択要件

- ア 松本市に住所を有すること。（また、市内に活動拠点を置く農業者団体または、市内に本社、事務所がある法人）
- イ 市税の滞納がないこと。
- ウ 機械、施設導入による事業計画、成果が示せること。

(5) 留意点

- ア 申請は同一補助対象者1回限り（令和4年以降に本事業を実施した者は対象外）。
- イ 導入する機械・施設等は汎用性の高いものでないこと。

2 松本市スマート農業推進事業（市単独事業）

(1) 対象者

- ア 認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた者）
- イ 農業者の組織する団体（3戸以上の農業者で構成され、団体規約が設けられていること）
- ウ 農地所有適格法人

(2) 対象経費

50万円以上の機械、施設、機器の購入経費

農林水産省ホームページ記載の「スマート農業技術カタログ」に掲載されているもの。または、それに類似する機能を有するもの

※掲載されていない機器の導入を希望する場合は、ご相談ください。

(3) 補助率・補助限度額

- ア 補助率 事業費の1/2以内
- イ 限度額 個人200万円、法人・団体500万円

裏面あり

(4) 採択要件

- ア 松本市に住所を有すること。(また、市内に活動拠点を置く農業者団体または、市内に本社、事務所がある法人)
- イ 市税の滞納がないこと。
- ウ 機械等の導入による事業計画、成果が示せること。

(5) 留意点

- ア 本事業の交付を受けた者は、事業実施の翌年度から3年間目標達成状況の報告が必要です。
- イ 過去に本事業の交付を受けた者が再度申請する場合は、3年間の目標達成状況報告後に市が適切と認めた場合に限り申請を受け付けるものとします。

3 農地利用効率化等支援事業（国補助事業）

(1) 対象者

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であり、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標取得水準を達成している農業者及び市町村が認める者

(2) 対象経費・補助率

ア 融資主体支援タイプ

融資を活用して以下に記す事業を行うこと。

- (ア) 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な機械等の取得、改良又は補強
 - (イ) 農地等の造成、改良又は復旧
- 例)・トラクター、田植機、コンバインなどの農業機械の取得
- ・乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
 - ・ビニールハウスの整備
 - ・畦畔の除去、明きょ・暗きょ排水などの整備などの農地等の改良 など

【補助率：3/10（上限：300万円(目標経営面積が基準以上の場合600万円)）】

(3) 留意点

全国の要望者の取組内容をポイント化し、国の予算の範囲内でポイントの高い者から採択されます。要望をあげても必ず採択されるものではありませんのでご注意ください。

4 担い手確保・経営強化支援事業（国補助事業）

(1) 対象者

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であり、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標取得水準を達成している農業者及び市町村が認める者

(2) 対象経費と補助率

融資を活用して以下に記す事業を行うこと。

農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な機械又は施設の導入・整備等

例)・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得

- ・乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）、農畜産物加工施設など設備の取得

・ビニールハウスの整備 など

【補助率：1/2（上限：個人1,500万円、法人3,000万円等）】

(3) 留意点

全国の要望者の取組内容をポイント化し、国の予算の範囲内でポイントの高い者から採択されます。要望をあげても必ず採択されるものではありませんのでご注意ください。

5 経営発展支援事業（国補助事業）

(1) 対象者

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に新たに農業経営を開始する方で経営開始時の年齢が49歳以下の農業者

(2) 対象経費

1件50万円以上の機械（軽トラ除く）・施設、家畜購入、果樹・茶の新植・改植等
※汎用性の高いものを除く。

(3) 補助率

ア 通常枠

事業費の3/4以内 上限1,000万円（補助上限750万円）

※本人負担分（1/4）について融資を受けることが必須（青年等就農資金など）

イ 特別枠

事業費の1/2以内又は3/4以内（国の補助上限600万円）

※本人負担分について融資を受けることが必須（青年等就農資金など）

(4) 採択要件

全国の応募者（新規就農者）の取組内容をポイント化し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に採択されます。要件を満たせば対象となるものではありませんので、ご注意ください。

6 新規就農者チャレンジ事業（国補助事業）

(1) 対象者

経営開始時の年齢が64歳以下の認定新規就農者

(2) 対象経費

1件50万円以上の機械（軽トラ除く）・施設、家畜購入、果樹・茶の新植・改植等
※汎用性の高いものを除く。

(3) 補助率

事業費の3/10以内 補助上限額1,500万円

(4) 採択要件

全国の応募者（新規就農者）の取組内容をポイント化し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に採択されます。要件を満たせば対象となるものではありませんので、ご注意ください。

裏面あり

【参考】対象者別 申請可能事業

	松本市 未来を担う 農業経営者 支援事業	松本市 スマート農 業推進事業	農地利用 効率化等 支援事業	担い手確 保・経営強 化支援事業	経営発展 支援事業	新規就農者 チャレンジ 事業
認定農業者	○	○	○	○	○	
女性農業者 (家族経営協定者)	○					
認定新規就農者	○		○	○	○	○
農業者の 組織する団体		○				
集落営農組織		○	○	○		
農地所有適格法人		○				
その他（基本構想 水準到達者）			○	○		

※「認定農業者」は法人・組織等の単位で資格を取得している場合も含まれます。

※本通知は「認定農業者」「認定新規就農者」「基本構想水準到達者」の方に送付しておりますが、属している法人・組織として申請することも可能です。